

名護市子どもの居場所の運営支援事業実施要領

1 事業の目的

この事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者などの子どもに対し学習支援や生活支援等を実施することで、就学環境を整え、基礎学力の習得や向上、社会性の育成を目指し支援を行うことを目的とする。

2 事業の運営主体

名護市（以下「市」という。）は自ら事業を実施することを基本とする。事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市が適当と認める団体に委託して実施する。

3 事業の実施体制

この事業において、子どもの居場所には、児童の育成に関する知識と経験を有する者のうちから、常勤職員1名以上配置して実施する。また、子どもの居場所開所時間中は、常勤職員は必ず1名以上開所施設にいないこととし、それ以外の勤務については、名護市生活支援課にいないこととする。

4 事業の内容

この事業においては、概ね以下の取り組みを実施することとする。

（1）子どもの居場所において実施する内容

- ① 子どもの居場所（以下、「居場所」という。）においては、安全で清潔な居所において、管理者の監督の下、子どもに以下の支援の全部又は一部を提供する。

ア 食事の提供や共同での調理

配食サービスの利用や、食育活動等を通じ施設内で調理を行い実施する食事の提供

イ 生活指導

歯磨き習慣、食事マナー、あいさつ、身の周りの整理整頓などの基礎的な生活習慣の指導

ウ 学習支援

エ キャリア形成等支援活動

年に数回程度、高校・専門学校・大学体験ツアーや地元企業等と連携した職場体験、ボランティアが開催するコンサートへの参加などの芸術活動等の体験学習等

（2）開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し

支えない。

(3) 子どもの居場所運営協議会の開催

居場所の運営に当たっては、地域での連携体制や居場所の運営方針等について、市町村を含む第三者を交えて検討・情報交換を行う運営協議会を定期的に開催し、適正な運営に努めることが望ましい。

5 事業の対象者

本事業の対象となる者は、おおむね 18 歳以下の者とし、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者を中心とするが、利用する子どもの心情に配慮し、それ以外の者が一緒に利用しても差し支えない。ただし、中心となるべき利用者はあくまで貧困世帯の子どもであることに留意する。

6 学習支援教室について

学習支援について教室の開催や参加手続き等について以下に定める。

(1) 学習支援教室への参加手続き等

学習支援教室に参加を希望する者は、「子どもに対する学習支援事業参加希望調査票（様式第 1 号）」及び「同意書（様式第 2 号）」を市に提出し、市は直ちに内容を審査の上、参加の可否を決定し、参加を許可する者に学習支援の開催日等を案内する。

(2) 学習支援教室の場所

受託先と協議の上、決定する。

(3) 学習支援教室の開催

週に 2 回以上、1～2 時間程度を目安とするが、状況に応じて変更もある。また、学校の夏季休業等の時期については、時間を変更することがある。

(4) 学習支援ボランティア

学習支援教室の開催には、学習支援ボランティアを活用することができる。学習支援ボランティアを希望する者は、「学習支援ボランティアの心得（様式第 3 号）」を市へ提出し、その責務として学習支援を受ける参加者の人権を尊重し、当該参加者に関して知り得た秘密を他にもらすことをしてはならないこと等を十分理解した上で、学習支援に参加することとする。

7 食事の提供について

食事の提供についての開催や参加手続き等について以下に定める。

(1) 食事の提供への参加手続き等

民生委員やスクールソーシャルワーカー、その他関係機関からのつなががあった、子どもへ声掛けし参加を促す。

(2) 食事の提供の場所

受託先と協議の上、決定する。

(3) 食事の提供の開催

週に1回、1～4時間程度を目安とするが、状況に応じて変更もある。また、学校の夏季休業等の時期については、時間を変更することがある。

8 支援期間

支援対象者への支援期間は、支援を決定した日から1年度の範囲内で支援を必要とされるまでの期間とする。なお、年度を越えての支援が必要と判断する場合は、更新ができるものとする。

9 子ども居場所の運営支援事業の実績報告

子どもの居場所の運営支援事業の委託を受けた団体は、開催状況報告を毎月1回名護市生活支援課に対して行うこととし、年1回のアンケート調査を実施する。

10 補足

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、福祉部長が定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。